

授業コード	JP45040010	開講年度・学期	2019年度後期
科目授業名	国際取引法		
英語科目授業名	Law of International Transactions		
科目ナンバー		必修・選択	選択必修
単位数	2単位	授業形態	講義
担当教員氏名 (代表含む)	平 覚		
科目の主題	<p>国際取引に従事する企業が直面する問題群の中から、本年度は海外投資家としての企業と投資受入国の間の投資紛争仲裁制度（Investor-State Dispute Settlement：ISDSとも呼ばれる）を検討する。この制度は、投資家の本国と投資受入国の間で結ばれる投資保護条約上の紛争解決手続の一つであるが、投資家の本国政府ではなく投資家自身が直接投資受入国政府を相手取って利用できるという点で実務的にもまた国際法理論上も近年注目を浴びてきた。本授業では、ISDSを従来の国際商事仲裁制度とは区別し、国際法上の制度として位置づけるライデン大学の准教授の最近の著作（英語）の一部を読みながら、ISDSの法的性質を理論的に検討したい。</p> <p>なお、司法試験制度の下では、国際取引法は、選択科目である「国際関係法〔私法系〕」に含まれている。しかし、本講義が扱うテーマは、むしろ「国際関係法〔公法系〕」に含まれる国際法の一部としての国際投資法の問題または国際公法と国際私法が交錯する問題として分類されることに注意されたい。</p>		
授業の到達目標	投資家と投資受入国の間の投資紛争仲裁制度の概要と理論的問題点を理解する。また、投資家としての日本企業が直面する可能性のある国際的な紛争処理について実務的知識を習得する。		
授業内容・ 授業計画①	<p>Eric De Brabandere, Investment Treaty Arbitrations as Public International Law, Cambridge UP, 2014, pp. 230 から、主にPART I, The public international law character of investment treaty arbitration を精読しながら、議論したい。読むスピードは受講者の能力に合わせるが大まかなスケジュールは以下ようになる。</p> <p>第1回 The Principle and rationale of the direct access of foreign investors to investment treaty arbitration (pp. 17-24)  第2回 同上  第3回 The Public international law regime of investment treaty arbitration (pp. 24-31)  第4回 同上  第5回 Distinguishing the contract and treaty levels in investment treaty arbitration (pp. 31-49)  第6回 同上  第7回 同上  第8回 The systemic distinction between investment treaty arbitration and international commercial arbitration (pp. 49-54)  第9回 The distinction between substantive and procedural rights (pp. 55-59)  第10回 The right of direct access to investment treaty arbitration (pp. 60-70)  第11回 同上  第12回 同上  第13回 The applicable law in investment treaty arbitration: basic principles (pp. 122-129)  第14回 Non-investment norms in investment treaty arbitration: the consideration of human rights obligations by international investment tribunals (pp. 129-147)  第15回 期末試験</p>		
事前・事後学習 の内容	<p>予習はテキストの翻訳をある程度まで試みてみる。こと。「ある程度」とは、テキストの英文のどこが理解できないのか、理解できない箇所を確認することによって、おおよその翻訳を試みることを意味する。（そして、授業によって疑問点を解明するよう努めること。）</p> <p>復習は、毎回の授業の終了後、1名の報告者を決め、その回に読んだ部分の日本語訳を提出してもらう。教員が添削し、次の回の授業で日本語訳を確認してから次へ進む。報告者以外の受講生は、予習の際に生じた疑問が授業で解決したか、確認し、添削された日本語訳を読み直して、内容の理解を確認すること。</p>		
評価方法	<p>絶対評価  平常点(30%)、期末試験(70%)による。とくに、平常点とは、十分な予習を行って英文を読みこなす努力をしているか(10%)、復習として課される日本語訳のレポート作成を適切に行ったか(10%)、授業において積極的に質問し、議論に貢献したか(10%)による評価を意味する。</p>		

受講生へのコメント	基本的に重要と思われる最近の日本語の関連論文も補充的に読んでもらい、理解を深める工夫をしたい。受講希望者はテキスト等をネット上で配布するので後期授業開始前に担当教員にメールで連絡すること。担当教員のメールアドレスは後期授業の説明会の際に通知する。
教材	<p>テキスト： Eric De Brabandere, Investment Treaty Arbitrations as Public International Law, Cambridge UP, 2014, pp. 230 (必要な箇所をPDFファイルで配布する)</p> <p>参考文献： 福永有夏『国際経済協定の遵守確保と紛争処理』有斐閣、2013 JCAジャーナル連載の「投資協定仲裁判断例研究」</p>